

# 障がいのある人の社会参加のために

市では、障がいのあるなしに関わらず、お互いの人権を尊重し合いながら、主体的に生きる力を身につけ、安心して暮らせるまちづくりをめざすとともに、障がいのある人が市民の一員として地域生活や一般就労などの社会参加ができるよう取り組みを進めています。

障がいのある人が就労する時には、その人にあつた仕事の内容を確認し、仕事をするための訓練を事前に行いますが、基本的な生活能力や対人関係能力が身につけていないまま就労する場合もあり、すぐに離職してしまうことがあります。



座学プログラム (全16科目) の一例

	目的
働	一般就労に向けて、ソーシャルスキル (社会技能) の習得
保 健	生活基盤である健康管理スキル (技能) の習得
家 庭	家庭生活に必要な知識、技能を習得
音 楽	音楽にふれあう楽しさを体験し、趣味を広げる。

障がいのある人が、一般就労に向けて働く力をつけるために、座学を中心に多くの経験ができる訓練の場となるように、「ふっこりあホイスコーレ」(四十九町) が、6月に開所しました。  
障がいのある人が適性や能力を生かして活躍する社会の実現に向けて、障がいのある人の一般就労などの社会参加についてご理解をお願いします。

【問い合わせ】 〇障がい福祉課 ☎ 22-9657 FAX 22-9662 〻 shougai@city.iga.lg.jp  
〇ふっこりあホイスコーレ ☎ 41-0311 FAX 41-0312



# 障害基礎年金を「ご存じですか

国民年金加入中または20歳になる前の病气やけがなどで、法令に定められている障害等級の1級または2級の障がいの状態になった場合に、請求することで障害基礎年金を受け取ることができます。  
※身体障害者手帳の等級とは異なります。

## ◆4月分からの年金額 (定額)

〇97万2250円 (1級)  
〇77万7800円 (2級)

障害基礎年金の受給権者が受給権を得たときや、得た後にその人によって生計を維持されている子ども\*がいる場合、子ども\*の人数によって加算があります。

\*: 18歳になる年度の末日までの子または障害等級1級・2級の障がいの状態にある20歳未満の子

## ◆対象者

次のいずれかに当てはまる人  
〇国内に住所があり、初診日(病气やけがで初めて医師の診療を受けた日)に国民年金の被保険者の人、または国民年金の被保険者であった65歳未満の人(老齢基礎年金を繰り上げて受給している人は除く)。

で、初診日の属する月の前々月までの全被保険者期間に3分の2以上の保険料を納めた期間(保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含む。)があるか、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料未納期間がない人。

〇20歳になる前に初診日があり、障害認定日\*に法令で定められている障害等級表の1級または2級の障がいの状態になった人、または障害認定日に該当しなかった人が、65歳になる前日までに該当するようになった人。  
※20歳になる前の傷病で障害年金を請求する場合、納付要件は問われませんが、本人の所得制限があります。

\*: 障がいの状態を定める日のこと。原則、病气やけがにより初めて医師の診療を受けた日から1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内に症状が固定した日をいいます。

【問い合わせ】 〇保険年金課 ☎ 22-9659 FAX 26-0151 〻 hoken@city.iga.lg.jp  
〇津年金事務所 ☎ 059-228-9112



# ひとり親家庭を支援します

◆高等職業訓練促進給付金事業  
生活を安定させるための資格を取得するため、養成機関で原則1年以上(令和3年4月1日から令和5年3月31日まで)に修業を開始する場合には、6カ月以上)の教育課程を修業し、資格取得が見込まれる人に支給します。

【対象資格】 〇看護師(准看護師) 〇保育士 〇介護福祉士 〇作業療法士 〇理学療法士 〇歯科衛生士 〇美容師 〇社会福祉士 〇製菓衛生師 〇調理師 〇シスコシステムズ認定資格 〇LP1認定資格  
【支給期間】 修業する期間の全期間 ※上限は4年間  
【支給額】  
〇市民税非課税世帯の場合 10万円/月(最終年度のみ14万円/月)  
〇市民税課税世帯の場合 7万5000円/月(最終年度のみ11万5000円/月)

◆自立支援教育訓練給付金支給事業  
厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合に支給します。

【対象講座】 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座  
【支給額】  
対象講座の受講料の60% ※上限20万円  
※支給額が1万2000円を超えない場合は対象外。

◆母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業  
母子・父子・寡婦家庭の経済的自立を促し、子どもの福祉を充実させるため、低利または無利子で各種資金(就業資金、修学資金など)の貸付が受けられます。

◆ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業  
ひとり親家庭の親およびその子どもが、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格をめざす場合に支給します。

【支給額】  
対象講座の受講料の20% ※上限は10万円  
※支給額が4000円を超えない場合は対象外  
※すべて、事前相談が必要です。

【問い合わせ】 こども未来課 ☎ 22-9609 FAX 22-9646 〻 kodomo@city.iga.lg.jp



# 知っていますか「やさしい日本語」

皆さんは「やさしい日本語」という言葉を聞いたことがありますか。

◆「やさしい日本語」とは、難しい言葉を簡単な言葉に言い換えたり一文を短くしたりするなどして、外国人にもわかりやすくなった日本語のことです。また、「やさしい日本語」は外国人だけではなく、子どもや高齢者、障がいのある人など、多様な立場の人へも配慮した日本語です。

◆「やさしい日本語」ができたきっかけ  
1995(平成7)年の阪神・淡路大震災では、日本で暮らす多くの外国人も被害を受けました。日本語が十分に理解できず、必要な情報を受け取ることができなかつた人もいました。そこで、外国人にも迅速かつ正確に災害情報を伝えるために考え出されたのが「やさしい日本語」です。

## ◆「やさしい日本語」のポイント

- 〇一文を短く、区切って話す。
- 〇ゆっくり、はっきり話す。
- 〇難しい言葉は、簡単な言葉に言い換える。
- 〇曖昧な表現は使用せず、はっきり伝える。

〇文末は「です」「ます」で統一する。尊敬語・謙譲語は使わない。

〇カタカナ語(外来語)や方言はできるだけ使わない。

## ◆やさしい日本語への言い換え例

- ・氏名 ↓ なまえ
- ・記入 ↓ 書く
- ・朝食 ↓ 朝ごはん
- ・読書 ↓ 本を読む
- ・ご連絡ください ↓ しないでください
- ・結構です ↓ よいです/いいですね
- ・申し上げます ↓ 言います
- ・お越しく下さい ↓ 来てください
- ・キャンセル ↓ やめる
- ・めっちゃ ↓ とても
- ・(机を) つる ↓ 運ぶ
- ・雨が降ってきたので、窓を閉めましょう ↓ 雨が降ってきました。窓を閉めてください

市内には現在、44カ国、約5600人の外国人住民が暮らしています。「やさしい日本語」は「易しい日本語」であると同時に「優しい日本語」です。国籍に関係なく互いに相手を思いやり「やさしい日本語」で話してみませんか。

【問い合わせ】 多文化共生課 ☎ 22-9702 FAX 22-9641 〻 tabunka@city.iga.lg.jp

